

令和7年度人事担当者セミナー

カスハラをしっかり学び、従業員を守る

カスハラ対策 セミナー

カスタマーハラスメント講習

講師 オフィスキヤリエール代表
小那覇 りな



2026年
1月23日金
14:00 - 16:00

参加費無料

定員30名まで

お申込みはこちら

お申し込みの受付は
2026年1月16日まで
なっております。



宜野湾市商工会

開催場所：宜野湾マリン支援センター

【問い合わせ先】

宜野湾市商工会

担当：仲村

TEL：098-897-0111

カスハラ対策



開催場所：宜野湾マリン支援センター

改正労働施策総合推進法の公布により、小規模事業者もカスハラ対策の措置義務を令和8年12月までに行う必要があります。また企業は、労働契約法第5条に基づき、従業員が生命・身体等の安全を確保しつつ労働できるよう配慮する「安全配慮義務」が課せられているため、適切な対策を怠らないようカスハラ対策を理解しましょう

定員30名まで

申込期限

1/16【金】

期限
厳守

カスハラ定義

【カスハラ定義】(引用:政府広報オンライン)

- 職場において行われる、顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者の言動であって、
- その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、
- 当該労働者の就業環境を害すること

参加申込書

会社名	(ふりがな)
氏名	(ふりがな)
連絡先	

申込はQRコードからおすすめしています。QRコードの活用が難しい場合はFAXにて、本紙に記載しFAX(098-897-9467)にお送りください。

